

令和5年度 市民の声提案箱 回答

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
25	10月5日	10月16日 10月24日	郵送	都市整備課・管理課・ 建築営繕課・観光振興課
<p>提案内容</p> <p>●台場公園トイレについて 女性用（入口側）便器の中にタバコの吸い殻投入がありました。禁煙の注意書きを貼ったらどうか。</p> <p>●下ノ川2号公園トイレについて 朝7時30分頃に自転車で毎日来る近所のおじいさん。いつもペーパーホルダーから外して、芯を立てて置いている。身障者・女性用も同じ。注意しても、家から持ってきたとウソを言うので、マジックで印を付けてください。</p> <p>●県道の海岸通りの横断歩道新設について 新しく、横断用の白線が引いてあり、安全に渡れるようになりましたが、生垣で真っすぐ進めません。2m位移動して生垣も少し取り除けば通行がし易いですが。</p> <p>●民家の生垣と門柱（2軒分）について A 角の家は、生垣（貝塚伊吹の木）が（西側・東側）道路に20cm位づつ出ている、見通しが悪く、困っています。剪定するようお願いします。 B 手前の家は門柱が道路に傾いていて危険です。</p> <p>●松ヶ枝町トイレについて 松ヶ枝町トイレ（女性用、身障用）は利用者が多く、トイレットペーパーが空か残りわずかなことがあった。市にトイレットペーパーホルダーの増設を再三要請をしているが取り合ってもらえない。女性目線に立ち、増設を早急に検討してほしい。</p>				
<p>回答内容</p> <p>○台場公園トイレについて 女性用トイレ2ヶ所におきまして、10月11日に、禁煙の注意喚起を促すポスターを貼り付けました。</p> <p>○下ノ川2号公園トイレについて 毎日来られている高齢の方に対しては、改めてトイレットペーパーを持ち出さないよう伝えました。今後も引き続き、トイレットペーパーの盗難が発生しないよう注視してまいります。</p> <p>○県道の海岸通りの横断歩道新設について 角の家の生垣につきましては、道路を管理する鳥取県から所有者に、適正に管理して</p>				

令和5年度 市民の声提案箱 回答

いただくよう連絡をするとのことでした。

○民家の生垣と門柱（2軒分）について

ご意見のありました門柱について、現地確認を行いました。

所有者の方に直接お会いすることができ、修繕の予定があることを確認することが出来ました。修繕の時期については、まだ決めていないとのことであり、引き続き状況の確認をして参ります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○松ヶ枝町トイレについて

トイレットペーパーの補充につきましては、毎日午前と午後に行うトイレ清掃の際に確認し、出来る限り利用者にご不便をおかけしないよう心掛けております。松ヶ枝町トイレのペーパーホルダーにつきましては、トイレ清掃を行っていただいている現場の意見を聞き、繁忙期には予備のトイレットペーパーを多めに置く、見回り回数を増やすといった対応をとっていただいております。トイレットペーパーについては、これまでも盗難されるケースが頻繁におきており、予備を増やすことで更に悪化することも懸念されます。こうしたことから、ペーパーホルダーを増設することは考えておりません。何卒ご理解をいただきますようお願いいたします。

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
26	10月6日	10月17日	メール	総合政策課
提案内容				
●ふるさと納税返礼品について ふるさと納税でカニをいただきました。脚肉 500g 爪肉 300g とあったのですが、脚肉 500g を解凍して水分を抜いたところ 200g しかありませんでした。				
回答内容				
こちらの返礼品は、水分を多く含む紅ズワイガニを原料に、製造事業者独自の調味液などを加えた返礼品で、「ポーション式で食べやすい」「美味しかった」などのお声をいただいている本市の中でも人気のある返礼品でございますが、お気に召されなかったこと、とても残念に思っております。 いただきましたご意見は、製造事業者にしっかりとお伝えし、本市といたしましても、返礼品の品質向上や改善に鋭意努めてまいりたいと思っております。				

令和5年度 市民の声提案箱 回答

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
27	10月31日	11月7日	メール	環境・ごみ対策課
<p>提案内容</p> <p>●飼い犬の糞害について 敷地に犬ふんが入った袋を2度も投げ込まれて困っている。警察に相談すればよいのか、どこが対処してくれるのか教えてほしい。</p> <p>●防犯カメラの貸し出しについて 防犯カメラの貸し出しをしている場所があれば教えてほしい。</p>				
<p>回答内容</p> <p>○飼い犬の糞害について 今回のご相談内容を境港警察署に照会したところ、警察で対応したいので、次に犬ふんが投げ込まれたときは境港警察署(0859-44-0110)まで連絡して欲しいとの回答がありました。 つきましては、今後、同様の事態が発生してしまった場合は、境港警察署までご連絡をお願いいたします。</p> <p>○防犯カメラの貸し出しについて 市では市民や自治会からの申請により不法投棄防止用の移動式防犯カメラの設置を行っております。カメラの設置には、転倒防止のアンカーや盗難防止チェーンの設置等の一部条件がございますので、設置場所の条件を確認した後の設置となります。</p>				